

令和8年3月2日

新城市長 下江 洋行 様

新城市男女共同参画審議会
会長 檜村 愛子

新城市の男女共同参画施策等について（答申）

令和7年5月1日付け新市自3・3・5で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

諮問事項1

「新城市パートナープラン改訂に伴う中間見直しに関すること」

令和2年度から実施されている施策に関して、各部署の取り組み状況を再度確認し、重複している施策や現在取り組みが行われていない事業について見直しを実施した。また、審議会として、基本施策に基づく個別の事業内容について助言・提言を行い、さらなる改善に向けた意見を述べることで計画の推進に努めた。

さらに、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく計画の位置づけや、それに関連する具体的な事業内容についても審議を行い、助言・提言を通じて計画の充実を図った。

諮問事項2

「新城市パートナープランの実施状況の点検及び評価に関すること」

このことについて、新城市パートナープランに掲げる基本目標に分類される各施策について、令和6年度実績報告及び令和7年度実施計画の提出を求め審議を行った。

今年度は、新城市パートナープランの後期計画策定の年度となる。今後の施策反映につなげる大事な時期のため、施策ごとに進捗状況を評価、検証し、目標達成に向けて、掲げる目標ごとに意見を以下のとおりまとめた。

○第2次前期計画の達成状況について

計画に位置付けられた施策や取り組みについて、年度ごとに進捗状況と効果などを検証、評価、見直しをしてきた。

「固定的性別役割分担意識に賛成する人の割合」、「LGBTQの認知度」について、改善は見られるものの、未だに数値目標を達成していないので、引き続き、市民意識の醸成に努められたい。

○基本目標1 男女共同参画社会についての意識改革・人権の尊重

・施策の方向性（3）子どもにとっての男女共同参画

子どもは日常生活を通じて大人の言動を観察し、その振る舞いや考え方を自身の成長のモデルとして捉える。特に、身近にいる教師などの価値観や行動は、子どもの人格形成に大きな影響を与える。多様な教育活動を通じて、子どもが互いに思いやり、助け合う心を育み、平等への意識を高める機会の創出を積極的に図られたい。

・施策の方向性（4）あらゆる暴力の根絶

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、障がい者、高齢者、また子を養育する女性を対象とした相談窓口が設置されている。しかし、子を持たない者や障がい者・高齢者に該当しない者に対しても、女性であることにより受けるDVや性的な被害について相談できる体制が求められていると考える。相談窓口や関連機関と連携し、迅速かつ適切な支援体制を構築するとともに、対応のさらなる強化を図られたい。

・施策の方向性（5）人権の尊重

令和4年4月に新都市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が施行された。本制度について、市民への理解を広めるため、周知を徹底し、さらにLGBTQなどの性的マイノリティの存在や課題に対する理解を促進し、本制度についての社会全体の認識を向上させて、誰もが暮らしやすい環境づくりの推進を図られたい。

○基本目標2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

・施策の方向性（2）行政区活動への女性の参画の促進

女性が地域活動に参画することで、地域の担い手不足の解消につながると期待される。行政区役員をはじめ、あらゆる分野について女性が参画しやすい支援体制を整備し、誰もが活躍できる社会を形成していくとともに、男女共同参画の意識啓発活動に引き続き尽力されたい。

・施策の方向性（4）防災・災害復興における女性や性的マイノリティの参画促進

自然災害が発生した非常時において、安全に避難し、安心して生活できる環境を整えるためには、各機関が連携して、セーフティネットを構築することが求められる。特に避難所の運営においては、女性や性的マイノリティなどの多様な人々からのニーズや課題を十分に把握し、それぞれの実情に応じた支援が行える仕組みの構築を図られたい。

・施策の方向性（6）政策・方針決定過程への女性参画の拡大

各種審議会等への女性委員の登用率が目標値に達していない状況が続いている。女性が審議会などに参加することで、女性ならではの視点や意見が反映され、従来の固定観念を見直す契機になる。女性人材バンクの活用など、女性の登用を促進する体制を整備し、女性が積極的に意見を表明できる環境を構築されたい。

○基本目標3 就業の場での女性の活躍促進

・施策の方向性（1）「ワーク・ライフ・バランス」の推進

少子化が進む中で、子育て支援を充実させていくことは喫緊の課題である。子ども家庭センターの設立により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない施策が実施されることになった。「仕事と家庭の両立」及び「少子化の課題解決」に向けて、引き続き支援されたい。

今後は、企業などへの啓発に努め、「ファミリー・フレンドリー企業」や「イクボス宣言プロジェクト」などの周知、協力を広く呼び掛け、「ワーク・ライフ・バランス」の推進に尽力されたい。

○基本目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

・施策の方向性（2）生活に困難を抱える世帯への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DVや不安定な就労状況などの課題解決のために、女性に対する相談窓口や支援体制の強化、充実を図られたい。

○計画の推進

各部署での取り組み内容の状況を確認し、基本目標に沿って進めているかを見極め、必要に応じて見直しについて提言した。市としては、それを受けて、次年度以降の施策について検討・改善を行い、計画の推進を一層図っていくことを期待する。